

平成23年度第1回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成23年4月5日（火） 13時30分～14時30分
2. 場 所：総務省 8階 第4特別会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成23年度政治資金適正化委員会審議事項について
 - (2) 登録政治資金監査人登録申請書類チェックリストについて
 - (3) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 平成23年度政治資金適正化委員会審議事項（案）
- 資料2 登録政治資金監査人登録申請書類チェックリスト
- 資料3 政治資金監査に関するQ&A
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の説明内容等について

(本文)

【高田事務局長】 それでは委員会の開催に先立ちまして、私から委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。私は委員会事務局長の高田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

では、私からご紹介させていただきます。

まず、上田廣一委員でございます。

- 【上田委員】 どうぞよろしくお願いいたします。
- 【高田事務局長】 小見山満委員でございます。
- 【小見山委員】 小見山でございます。よろしくお願いいたします。
- 【高田事務局長】 日出雄平委員でございます。
- 【日出委員】 日出でございます。よろしくお願いいたします。
- 【高田事務局長】 谷口将紀委員でございます。
- 【谷口委員】 谷口でございます。
- 【高田事務局長】 それから、牧之内隆久委員でございます。
- 【牧之内委員】 どうぞよろしく。
- 【高田事務局長】 では、続きまして、事務局の幹部職員と、それから政治資金規正法を所管いたします選挙部の幹部職員を紹介いたします。
- まず、事務局参事官の村手でございます。
- 【村手参事官】 村手でございます。よろしくお願いいたします。
- 【高田事務局長】 政治資金課長の大泉でございます。
- 【大泉政治資金課長】 大泉でございます。よろしくお願いいたします。
- 【高田事務局長】 収支公開室長の高橋でございます。
- 【高橋収支公開室長】 高橋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 【高田事務局長】 支出情報開示室長の羽生でございます。
- 【羽生支出情報開示室長】 羽生でございます。よろしくお願いいたします。
- 【高田事務局長】 なお、政党助成室長の中村でございますが、本日は欠席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- それでは、ただいまから平成23年度第1回政治資金適正化委員会を開催いたしたいと存じます。委員の皆様方には大変ご多用のところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。
- 本日の委員会でございますけれども、次第の1番でございますように、本日、委員長との互選をいただくということになります。それまでの間、私のほうで進行させていただきたいと存じます。
- それではまず、政治資金適正化委員会に関する政治資金規正法の規定でありますとか、あるいは、これまでの委員会において定められました諸規程につきまして、参事官の村手から説明をさせていただきます。

【村手参事官】 それでは私から、若干お時間いただきまして、規程類のご説明をさせていただきます。

それでは、まずは法律の規定でございますけれども、お手元に白表紙の「政治資金監査関係法令集」がございますが、その26ページからご説明をさせていただきたいと思っております。

26ページの第19条の29以降に、政治資金適正化委員会の条文がございます。

第19条の29については、総務省にこの委員会を置くことと定められておるわけがございます。

第19条の30が所掌事務でございます。次に掲げる事務をつかさどるといたしまして、各号で事務を列挙しております。1号は、第12条第1項が定期分、第17条第1項が解散分でございますが、その収支報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。第2号、登録政治資金監査人の登録に関すること。第3号、登録政治資金監査人に関する研修を行うこと。第4号、政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。第5号、登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと。第6号、第19条の16第5項に規定する権利の濫用または公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。第7号、前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき、委員会に属させられた事務でございます。第2項といたしまして、委員会は必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができることと定められております。

第19条の31でございますが、委員5人をもって委員会は組織すると。非常勤ということが定められてございます。

第19条の32は、委員についてでございますが、学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて総務大臣が任命するということとございます。また、3項には、委員の任期は3年ということと定められてございます。

第19条の33、委員長でございますが、委員会に委員長を置き、委員の互選によって委員のうちからこれを定めるとございます。第2項でございますが、委員長は会務を総理し、委員会を代表する。第3項でございますが、委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理するとございます。

会議、第19条の34でございますが、委員会は委員長が招集いたします。委員会は

委員長及び2人以上の委員の出席を必要要件としてございます。委員会の議事は過半数でこれを決し、同数のときは委員長の決するところによるとございます。また、委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第3項に規定する委員、職務代理者については委員長とみなすという規定がございます。

第19条の35、委員会は其所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとございます。また、委員会は第2項でございしますが、その所掌事務を遂行するため、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者であって、政治資金に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができるかとございます。

第19条の36で事務局を置いてございます。

また、第19条の37で組織運営に関し、必要な事項は政令で定めるということとしてございまして、その政令が78ページの第16条でございします。議事の手続、その他政治資金適正化委員会の運営に関し必要な事項は、政治資金適正化委員会が定めると、こう書いてございます。

続きまして、委員会で定めていただいた規程類をご説明したいと思ひます。紙ファイルでご説明をさせていただきたいと思ひます。

紙ファイルを1枚めくっていただきますと、関係資料ということで、政治資金規正法改正関係と、政治資金適正化委員会関係ということで、大きく2つの編に分けさせていただいてございます。

前者の政治資金規正法改正関係については、改正時の議論、また、その資料等でございます。今回は、政治資金適正化委員会関係の規程類についてご説明をしたいと思ひます。11番から順にご説明をしていきたいと思ひます。

11番でございしますが、政治資金適正化委員会規程でございします。委員長の互選の方法を第2条で定めております。委員長の互選は無記名投票でこれを行い、最多数を得た者を当選者とする。得票同数の者が2人以上あるときは、くじで当選者を定めるとあります。第2項として、委員会は、委員に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法を用いることができる。第3項といたしまして、指名推選の場合においては、被指名者をもって、当選者と定むべきかどうかを会議に付し、委員全員の同意を得た者をもって当選者とするかとあります。

委員長の任期は委員の任期とするとございます。会議の招集については、第5条、委員長は会議を招集するときは、その日時、場所、議題、その他必要な事項を定めて委員に通知するとあります。

委員の欠席の場合ということですが、第6条、会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、他の委員に議決権の行使を委任することはできないとございます。

審議の内容の公表について、第7条でございしますが、委員長又は委員長の指名する者は、会議の終了後、必要に応じて、記者会見を行い、会議における審議の内容等を公表するとしてございます。

また、議事要旨について、第8条でございしますが、会議の終了後、速やかに委員長は当該会議の議事要旨を作成し、これを公表するとございます。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事要旨の一部又は全部を公表しないものとする事ができるとございます。

次に第9条でございしますが、委員長は会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとする事ができるとございます。

次に12番でございすけれども、政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則でございす。第1条、審議の内容等の公表ということもございすけれども、先ほどの第7条の規定により、審議の内容等を公表するために行う記者会見は、委員会運営の節目においては、委員長に行っていただいて、それ以外の場合は、委員長の指名により事務局長が行うとしてございす。また、この中で会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏せるということとする取り扱いにしてございす。

また、第3項でございす。この場合は、会議において配布された資料も併せて公表するとございす。ただし、資料の提出者の同意が得られないときその他委員長が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を非公表とすることができるとございす。

議事要旨の公表方法でございす。第2条でございす。会議が開催された翌日から起算して3日以内に公表するよう努めなければならないとしてございす。また、議事録の公表については、委員会規程の第9条に一定期間経過後公表するとございす。運営細則の第3条にその一定期間は6年間と定めてございす。これは委員の任期を再任していただいた場合のことを考えながら、委員の任期の倍の6年ということとしたも

のでございます。

公表に当たっての留意事項ということで、公表された範囲を超えて、審議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。また、公表方法といたしまして、事務局において一般の閲覧に供するとともに、コンピューターネットワークに掲載するとございます。

13番でございます。政治資金監査に関する研修実施要領ということでございます。登録政治資金監査人は、法定研修を行わなければ政治資金監査を行うことができないわけですが、その要領を定めたものでございます。2番、研修対象者として登録政治資金監査人とございまして、3番に研修時間、内容を定めてございます。研修に要する時間は全体で3時間程度、講義時間は2時間半程度でございまして、その内容、時間配分は、次のとおりとするとございます。また、4番、次のページでございまして、研修の実施ということで、2方法を定めております。集合研修の方式と個別研修の方式を定めております。個別研修については、昨年度、平成22年度から開始をしております。5番について研修受講の手続を定めてございまして、6番が研修受講者の遵守事項を定めており、7番の研修の修了した者が8番で修了証書の交付を受けるということになります。そうしますと、9番で名簿の登録ということをするということになります。この研修修了者については、名簿に、研修の修了年月日を付記するとともに、原則としてホームページにおいて修了の有無を公告するという取り扱いにしております。この5ページ以下に、諸様式を定めさせていただいております。

14番でございますが、研修実施細則ということで、研修受講者の取扱い、また、研修手数料の取扱いについて細目を定めたものでございます。

15番でございますが、登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式ということで定めたものでございます。1番と2番の登録政治資金監査人名簿と登録政治資金監査人登録申請書については、施行規則、省令の規定による様式でございまして、委員会で決定をいただいたものでございます。

その他、申請関係書類、通知関係書類についても、参考までに添付をしております。

16番でございますが、政治資金規正法施行規則第14条の5第1項第5号の政治資金適正化委員会が必要があると認めたものの決定についてということでございますが、これについては登録申請の際に、添付するものとして求められているものの第5号に、必要があると認めたものというものが書いてございます。これについて定めたものでございますが、この定めについては、外国人であるときは、同項第2号第3号の規定にか

かわらず、外国人登録法の規定による外国人の登録を証する書面とするとしてございます。

次に17番でございます。登録政治資金監査人証票の忘失の公告についてということでございます。監査人証票を忘失した場合、その場合、その旨の提出があったときには、遅滞なく公告するということを定めていただいたものでございます。

次に18番でございます。政治資金監査研修修了証明書の交付についてということで、登録政治資金監査人のほうから、監査研修の修了証明書を出してほしいという要望を受けて、様式等を定めたものでございます。

19番でございますが、政治資金適正化委員会における取組み及び検討状況についての取りまとめということで、第1期での委員会での活動、検討状況、取組みといったものを総括的に取りまとめたものでございます。後でご覧いただきたいと思っております。

20番については、政治資金収支報告書の要旨の公表に当たって、政治資金監査を受けた収支報告書の要旨が昨年11月末までに公表されたわけでございますが、そのときの関係の報道資料でございます。

以上でございます。

【高田事務局長】 今ほどの説明に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次第の1番でございます、委員長の互選についてに入りたいと思っております。

選任方法につきましては、今ほどもございましたけれども、委員会規程に基づきまして、投票の方法、または委員に異議がないときには指名推選の方法を用いるということになってございます。選任方法でございますけれども、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」の声あり)

【高田事務局長】 それでは、ただいま指名推選というご発言ございましたので、それに基づきまして、互選の方法で進めたいと存じます。

では、指名推選ということになりますと、今ほどの委員会規程の該当規定によりまして、委員長互選をしていただくということになりますけれども、どなたかご指名ございますでしょうか。

【牧之内委員】 引き続き上田委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【高田事務局長】 上田委員にというご発言ございましたが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【高田事務局長】 よろしいでしょうか。それでは、ご異議がないということでございますので、上田委員が委員長に互選をされました。

では、以後の議事につきましては、上田委員長にお願いをしたいと思います。恐れ入りますが、委員長席へお願いしたいと思います。

【上田委員長】 ただいま委員長に選任されました上田でございます。大変な重責ではございますが、委員の皆様のご協力を得て、政治資金適正化委員会の円滑な運営に最善の努力を払ってまいる所存でございますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、委員長職務代理者の指名についてでございますが、委員長職務代理者につきましては、先ほどご紹介がございましたように、政治資金規正法第19条の33第3項の規定により、委員長が指名することとされております。私から小見山委員を指名させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【小見山委員】 よろしく願いいたします。

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成23年度第1回政治資金適正化委員会を開催いたします。

議事に入る前に、平成22年度第6回委員会の議事録についてでございます。事前に平成22年度第6回政治資金適正化委員会に出席された各委員からご意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第6回委員会の議事録について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 ご異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。また平成22年度第7回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしております。また、池田前委員にもお配りしております。ご意見等ありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

それでは、第1の議題「平成23年度政治資金適正化委員会審議事項について」、説明を参事官をお願いいたします。

【村手参事官】 それでは、私から資料1に基づいてご説明させていただきます。

まず、第1番目に、政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施ということでございます。平成22年度から新規にフォローアップ説明会を開催させていただいておりますが、大変好評を得ておるところでございます。引き続き、23年度もこのフォローアップ説明会を実施して、適確な監査の実施に資していきたいと考えております。

審議スケジュールでございますけれども、23年3月の委員会におきまして、フォローアップ説明会の実施計画（上半期）を決定いただきまして、今、上半期についての募集を始めております。4月4日、昨日から始めておりますけれども、結構申し込みが多くございまして、東京会場、大阪会場、もう満杯といった状況になってきてございます。

そのフォローアップ説明会の説明内容を4月から6月までの間にご検討いただきたいと考えてございます。そして6月から9月まで、上半期の説明会を実施いたしまして、また、下半期につきましても、8月ごろに実施計画を決定いただいて、10月から12月にフォローアップ説明会（下半期）を実施してまいりたいと考えております。

2番目に、登録政治資金監査人への指導・助言機能の充実・向上でございます。登録政治資金監査人の方々から寄せられます質疑等や収支報告書の記載方法に係る質疑等に一層的確に対応できる態勢を整備してまいりたいと考えております。また、これらの質疑等に基づいて、必要に応じ、政治資金監査のマニュアル改定とか、見解の表明、収支報告書の記載方法に係る基本的な方針の表明、「政治資金監査に関するQ&A」の充実、チェックリストの充実などを行ってまいりたいと考えております。

また、関係士業団体のご協力も得ながら、登録政治資金監査人等に周知すべき事項について、より効果的な周知方法を検討してまいりたいと考えております。

審議スケジュール（案）といたしましては、23年4月、この委員会において、登録政治資金監査人登録申請書類のチェックリストについてご審議いただきたいと考えておりました、これを公表してまいりたいと考えております。

また、9月ごろ、政治資金監査報告書のチェックリストを公表してまいりたいと考えております。

また、23年分の収支報告書の政治資金監査の本格的な開始が1月からということでございますので、それを一定の区切りとして考慮しつつ、この12月までに一定の指導・助言機能の充実・向上といったものをしていきたいと考えております。

3番のその他でございますが、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」を踏まえまして、政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項等についても引き続き検討を進め、必要に応じて委員会の見解を公表するといった形にしていきたいと思っております。

このほか、「研修の実施計画（下半期）」などについても、ご審議を適宜行ってまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ発言いただきたいと思います。ご意見ございますか。

【牧之内委員】 ありません。

【上田委員長】 それでは、原案どおりにすることといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、そのように決定いたします。

次に、順番を変えまして、第5の議題「その他」としての資料Aの説明を事務局にお願いします。参事官。

【村手参事官】 一番最後でございます、委員限り資料のAというペーパーをご覧くださいと思います。

先ほどご審議いただきました今年度の審議事項の中で、まず最初に、4月から6月ということで、フォローアップ説明会の説明内容についてご審議いただくということでございます。

まず、1つ目の丸でございますけれども、22年度の第7回の適正化委員会において、フォローアップ説明会を23年度も引き続き実施することとしていただいたところでございます。

実際に作成・提出された21年分の政治資金監査報告書を見てみますと、まだまだマニュアルの趣旨が徹底されていないような記述がされているものも散見される実態も明らかになっているところでございます。

そこで、平成22年度フォローアップ説明会の参加者から寄せられております、「より多くの事例を知りたい」とか、「公職選挙法等関連法令の基礎知識を取得するためのセミナーに参加したい」といったご意見も出てございますので、そうした意見も踏まえて、政治資金監査を行うに当たっての留意事項等を具体的事例を用いて説明するとともに、政治資金監査人から寄せられる質疑等に対応するといった新しい試みも入れまして、より適確な政治資金監査の実施に寄与していこうと考えてございます。

このフォローアップ説明会の説明資料(構成案)でございますが、2部に分けまして、第1部で平成21年分の政治資金収支報告の概要について全体をつかんでいただきたいと思いますということで、21年分の総務大臣分、都道府県選管分の収支報告書の提出状況及び全

体の収支の状況をご説明したらどうか。また、第2部で政治資金監査を行うに当たっての留意点等について、政治資金監査マニュアルの項別に留意すべき点といったものを出しながら、実例を交えてご説明をすると、こうした形の説明ぶりにしたらどうかと考えてございます。

裏ページに渡りまして、説明概要として、上記の各項目について、法令やテキストの内容を再確認するとともに、次の点を盛り込みつつ、具体的事例を用いて説明するとしてございます。

実際に作成・提出された政治資金監査報告書の記載内容の調査結果ですとか、政治資金適正化委員会が今までに示した見解ですとか、監査人から寄せられた質疑等、また公職選挙法の基礎知識、用語の解説といったものも盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言いただきたいと思えます。本議題についてはよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、次に第2の議題に戻りまして、「登録政治資金監査人登録申請書類チェックリストについて」、説明を事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【村手参事官】 それでは、資料2に沿ってご説明をいたします。

資料2の参考に「登録政治資金監査人登録申請（記入例）」といった紙がございます。この登録申請書をもって申請をしていただくわけですが、結構今までの経験からいたしますと、3年間やってまいりまして、間違いが結構あるという項目がございます。その項目がありますと、登録がどんどん遅れていくということにもなりますから、しっかり申請する段階においてチェックをしていただくようなチェックリストを作ったかどうかということで、ご提案するものでございます。

資料2でございますけれども、具体的な、技術的な事項を掲げております。

登録申請書については、まず印紙について、収入印紙1万5,000円が貼ってあるか、消印がされていないか、また日付が記入されているか、氏名について自署、押印されているかどうか、また氏名、本籍、生年月日が戸籍抄本と同じか、振り仮名が記入されているかどうか、性別が記入されているかどうか、住所欄の郵便番号が記入されているか、住所について住民票の住所と同じかどうか、電話番号が記入されているかどうか。

また、土業のいずれかに該当する旨の項では、添付の証明書と同じ土業に丸がついているのか、取得年月日、登録年月日については、添付の土業の証明書の登録年月日と同じか、資格番号については、またその添付の証明書の登録番号と同じかといったことをチェックしていただく。

また、事務所についての記入欄、これも結構間違いがあるということでございます。法人の主たる事務所に勤務している場合につきましては、この欄の、イの主たる事務所欄のみに記載されているかどうか、名称について、土業団体に登録されている名称が記入されているかどうか、所在地欄の郵便番号、所在地、所在地欄の電話番号についても正しいものが記入されているかどうかといったことをチェックいただく。

②の、法人の従たる事務所に勤務している場合については、イの主たる事務所欄と従たる事務所欄両方に記載されているかどうかといったことをチェックしていただいた上で、主たる事務所、従たる事務所について、それぞれ確認をいただく。

また、それ以外の場合でございますが、その場合はロの事務所欄のみに記載をしていただくということになります。その場合の名称、郵便番号、所在地、電話番号についても確認をいただくということでございます。

宣誓書については、日付が記入されているかどうか、住所が登録申請書と同じか、氏名について自署、押印されているかどうか。

また、申請書の写真2枚でございますけれども、サイズについて、写り方について、裏面に氏名が記入しているかどうか、撮影日が3カ月以内に撮影したものかどうか、枚数について2枚かどうかといったことをチェックしていただく。

また、戸籍抄本、住民票、それから土業の証明書については、申請日から3カ月以内のものかどうかといったものをチェックしていただく等のチェックリストを用意させていただきました。

よろしく申し上げます。

【上田委員長】 この件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。非常に細部にわたって丁寧にチェックリストを作っていただいたと思います。原案どおりにすることといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 それでは、原案どおりに決定、可決することといたしたいと思います。

次に、第3の議題「政治資金監査に関するQ&Aについて」、説明を事務局にお願いし

ます。参事官、お願いします。

【村手参事官】 それでは、資料3にしたがいまして、ご説明を申し上げます。

資料3の一番最後のページですが、参考として書かれたページからご説明をさせていただきますと思います。

条文が並べてあるペーパーでございますが、真ん中あたりに(参考)といたしまして、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律が引いてございます。これは阪神・淡路大震災のときにつくられた法律でございます、この第4条に期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置が定められております。

政令で指定する特定災害において、政令で特定災害の発生日から起算して4月を超えない範囲内において免責期限を定めることができる。その免責期限が到来する日の前日までに特定義務が履行されたときには、責任は問われないものとするという法律でございます。

先般、一番上の平成23年東北地方太平洋沖地震による災害について特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が定められました。今回の東北地方太平洋沖地震による災害について、特定非常災害として指定するとともに、第2条で、第3条から第5条までの措置を指定して適用する旨、また第4条に当たりまして、第1条の特定災害についての第4条第1項の特定義務の不履行についての免責に係る期限について、本年の6月30日とすると定められたものでございます。

その前の参考ページをご覧くださいと思います。この資料は政治資金課から、関係選挙管理委員会の書記長あてに出された通知でございます。

まずは第1段目では、先ほどの政令が閣議決定され、公布・施行されたことを言っております。2段目で、この政令により、履行期限のある法令上の義務が、本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、平成23年6月30日までに履行された場合は、行政上及び刑事上の責任を問われないこととされておりますので、標記の件は収支報告書の提出等の件について、適切に取り扱われるようご留意くださいとするものでございます。

あわせて、23年東北地方太平洋沖地震による災害を考慮して、会計帳簿等関係書類が滅失等した場合について、下記のとおり取り扱われるようお願いいたしますとして、下記にこの地震による災害により、政治団体が会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合の収支報告書の提出については、事実を確認できるものについてのみ

記載することとする。この場合において、いわゆる罹災証明書の添付を求める必要はないが、完全に記載できない理由を宣誓書に記載する取扱いとすることが適当であるということとしてございます。

また、収支報告書の要旨の公表については、関係書類滅失等のため記載できない旨を併せて告示をすることとしています。

以上のことを前提といたしまして、資料3の表でございます。

Q&AのQとしては、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により、政治団体が会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等または振込明細書のうち、その一部を滅失し、収支報告書には会計責任者が事実を確認できる支出のみが記載され、収支報告書に記載されていない支出がある場合、政治資金監査報告書ではどのように記載すべきかということでございます。

回答といたしまして、1段目でございますが、先ほどの通知の内容について引きまして、通知が政治資金課から出されたところであると。2段目でございますが、国会議員関係政治団体の支出のうち、この地震災害により、会計責任者においてその事実を確認することができず、収支報告書に記載されていない支出がある場合には、政治資金監査報告書において、政治資金監査報告書の記載例(3)の別記に記載することが適当です。なお、別記の記載例は下記のとおりといたしまして、「会計責任者が、収支報告書に記載されていないとしている支出」と書いたらどうかということでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞご発言ください。はい、小見山委員。

【小見山委員】 小見山でございます。文言のことでご質問しますが、東北地方太平洋沖地震という言葉は、今後もこれを使っていくんでしょうか。東日本という形に統一するのではないかと。

【上田委員長】 はい、参事官。

【村手参事官】 地震名といたしましては、平成23年東北地方太平洋沖地震という名称でございます。これは変わりません。先ほどの政令につきましても、その名称を引っ張った形で、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害について、特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令として定めたものでございます。

先日の閣議了解におきまして、東日本大震災という呼称が閣議了解をされてございま

すが、これは震災名としてそう呼びならわしましょうということで、閣議了解が行われたものでございます。地震といたしましてはこれを引いてくるのが適当ということで、こう書きおろしてございます。

【小見山委員】 はい、わかりました。

【上田委員長】 よろしゅうございます。何か、ちょっと別の災害があったように見えますけれども、法律的に整理すると、気象庁が名付けたのはこっちのほうで、これが一応、地震名。それから出た災害は、東日本大震災ということ。

【小見山委員】 わかりました。

【上田委員長】 ほかに何かございますでしょうか。どうぞ、日出委員。

【日出委員】 すいません、1点だけ。日出です。事実を確認できる支出についてのみ記載するという事なんですけれども、これは残された領収書とか、あるものだけを書けばいいと理解してよろしいんですか。

【上田委員長】 はい、参事官、どうぞ。

【村手参事官】 できるだけ、支出を証する書面がなくされていても、例えば会計帳簿があつて支出がわかる、支出については確かにこう出したというものであれば、それは記載していただきたいと考えてございます。その場合は、その支出を証する書面が流出されたというだけであつて、支出については確かにこう支出したということは、公表する必要はあるだろうと考えておりますので、わかる範囲で書いていただくということになるかと思ひます。

【日出委員】 わかりました。

【上田委員長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、原案どおり決定することといたします。

次に第4の議案「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」、説明を参事官にお願いします。

【村手参事官】 それでは資料4に基づきまして、現在の登録政治資金監査人の登録者数、また研修等の実施状況についてのご報告をさせていただきます。

1番の登録状況でございますが、全体で3,874名、4月1日までの総登録者数ということでございます。各々、士業ごとの人数もここに示したとおりでございます。

裏面に渡りまして、政治資金監査に関する研修の実施状況ということでございます。

研修修了者数について、年度別の修了者数を書いております。平成20年度が816名、21年度が2,616名、22年度が338名、合計3,770名ということでございます。

23年度上半期の開催予定の集合研修を6カ所掲げてございます。また、個別研修については適宜実施してまいります。

3番、フォローアップ説明会の実施状況ということで、平成22年度966人ということで受けていただきました。23年度上半期の開催予定といたしましては、上記の集合研修と同じく6カ所で開くということにしております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、本日の議題は以上でございますが、その他の事項につきまして、事務局から何かありますでしょうか。参事官。

【村手参事官】 本日の委員会の審議状況については、委員会終了後、8階の会見室におきまして、ブリーフィング、記者会見を予定しております。できれば委員長にしていきたいと思っておりますが、ちょっと時間が前後するようでございますので、ご相談をさせていただきたいと思っております。

本日の資料につきましても、記者会見の場で配布をさせていただきます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員のご連絡先に4月6日、水曜日の夕方ごろに確認のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

【上田委員長】 以上を持ちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了いたしたいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。参事官。

【村手参事官】 次回の委員会についてでございますが、具体的な日取りにつきましては、追って調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【上田委員長】 本日はご熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。